

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成31年2月1日（金）午後2時30分

### 第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

### 第3 出席委員

#### 1 委員（五十音順）

荒田治通委員，上村茂仁委員，倉地えりか委員，清板芳子委員，高橋典久委員，長井秀典委員，西本千恵委員，平松敏男委員，渡部佳寿子委員

#### 2 オブザーバー

中島健司事務局長，前田直之首席家裁調査官，奥田裕首席書記官，高瀬雄二事務局次長，平島武彦訟廷管理官

#### 3 事務担当者

木村康伸総務課長，早田和正総務課課長補佐

### 第4 議事の要旨

#### 1 開会

#### 2 所長挨拶

#### 3 報告

総務課長から，過去の家裁委員会において，「採用広報」及び「家庭裁判所調査官の仕事と他の機関との連携」をテーマに意見交換を行った際，家庭裁判所調査官の志望者数がここ数年大きく減少し，裁判所全体でも大きな危機意識を持っていることに大きな関心が寄せられたことを受けて，平成30年3月に業務説明会を，同年9月にインターンシップを開催し，特に，インターンシップにおいては，わずかではあるが募集人数を上回る参加者を確保することができたこと，参加者からは家裁調査官の仕事の魅力等がよく分かったなどといった感想が出され概ね好評であったことが報告された。

#### 4 委員名簿の公開について

前回の委員会で発議の報告があった委員会委員名簿の公開の是非について、議事概要とは別に、委員名簿をホームページ上で公開することが議決された。

#### 5 意見交換等

「成年後見制度の利用促進について」をテーマに、別紙のと通りの意見交換が行われた。

#### 6 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

##### (1) 次回の開催日時

平成31年6月12日（水）午後2時30分

##### (2) 意見交換事項（テーマ）

被害者の立場から見た少年事件について

#### 7 閉会

(別紙)

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

◎委員長，○委員（委員長を除く。（ ）は，家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。），△事務担当者

### ◎委員長

それでは，御意見をいただきたいと思います。この制度について，非常に詳しく，それから現状についての説明があったんですけども，私からも少し補足させていただきます。この成年後見の制度が始まったのは平成12年で，もう20年近く前のことでございます。それまでは禁治産制度という似たような制度があったんですけども，全然考え方が違います。考え方をガラッと変えて本人の保護ということを中心に新しい制度にしましょうというのが20年ほど前にあり，平成12年に始まりました。

当時いい制度ができたなと思ったんですけども，当時は非常に利用者が少なかったです。ほんの少しの人しか利用されていませんでした。そして，ほとんどの事件で後見人になる方は身内の方というのが当たり前でした。先ほどのグラフは，平成25年以後のグラフしかなかったですが，それ以前の平成10年代っていうのは，ほとんどの方について，後見人は身内の方がなっていました。その後，だんだん利用者が増えてきたのですが，増えるにつれて，だんだん不正というのが問題になってきました。身内の方が後見人になっていて，本人の財産を勝手に使ったと。極端な場合は横領したということで，こういう事件がだんだん増えてきて，先ほどの資料にもありましてとおり，平成24年には1年間で全国総計48億円です。平成26年には56億円を超えるという巨額の被害額が報告されると，そういう大変深刻な事態になったのです。

このような事態を受けて，家庭裁判所としては，だんだん親族の方を後見人にし

なくなっていくというふうに変わってきたという経過がございます。弁護士，司法書士，社会福祉士，こういった専門職と言われる方を後見人として選任して，なるべく親族の方が後見人になるケースを抑制していくというふうになって，先ほどの資料にもあったとおり，平成29年で見ますと，この1年間に新たに後見人に選任された方は専門職が6割余りとなっています。親族の方は3割弱にとどまっていると，このような状況です。しかし，この対策は非常にうまくいったんですね。効果がありました。ほかにもいろいろと対策を講じたんですけども，ほかの対策とも相まって不正事案というのは非常に少なくなっていくという経過がございます。

しかしながら，今度はそうすると，成年後見制度が非常に使いにくいものになってしまったという社会的な批判が非常に強くなってきたわけでございます。先ほどの説明にもあったとおりです。費用がかかる，それから非常に心理的な抵抗感が強い，成年後見の申立てをしたら家裁の方で勝手に，例えば，弁護士会に推薦依頼をして知らない弁護士さんが後見人となった。そうすると，本人や親族の方からすれば，知らない人がいきなりやってきて本人の財産管理を始めると，こういう事態になるわけです。当然，非常に心理的な抵抗感があると。

加えて，先ほどの説明にもあったように，家庭裁判所がかなり厳しく，例えば，自動車を買替えるにも裁判所の許可がないとみたいな運用をするものですから，益々問題だというふうになってきたといった経過がございます。日本の社会が高齢化に向かう中で，成年後見制度というのは非常に大事な制度なのに，使いにくいから十分使われないんじゃないかと，こういう批判が強くなってきたものですから，そこで法律を作ろうということになって，利用促進法という法律ができました。内閣に委員会が置かれて基本計画を立てると，こういうことになりました。

そこでいろんな議論が行われて，今，私が申し上げたような問題だけじゃない，ほかにもいろんな問題があるじゃないかと。そもそも制度が周知されていないのも問題だし，制度は知っていて分かってはいても，どこに相談に行ったらいいかわからない，相談窓口がない，そういうのも問題だし，それから，仮に運用を変えて専

門職よりも親族の後見人をたくさん選任しましょうとしたら、その親族の後見人はどうやって仕事をしたらいいんですかと、支援体制がないんじゃないんですかと。サポート体制なしに親族後見人を増やしたら、いろんな問題が起きるに違いないとか、そういういろんな議論が行われて、そこでそういったいろんな問題を解決するための大変重要な手段として、今回提言されるに至ったのが中核機関というものであると、そういう経過があると思います。

そもそも高齢者の方、障害者の方、そういった方々は地域の中で支えていけないといけない。そのためには、地域に住んでいる方々の役割っていうのは大きいわけですから、特に、市町村が中心になってネットワークを作って解決していく、これが大事だろうということで中核機関というものを作りましょうと、こういうことになったという経過かと思えます。そういうわけで、各市町村が今から中核機関を作らなきゃいけない、こういう状況になっております。その中核機関というものが何をするかというと、先ほどの説明にあったとおり、広報をしましょう、住民から相談を受けましょう、家庭裁判所に成年後見の申立てをするのにサポート役をしましょうと。その際、適した後見人は誰かということのアドバイスをしましょう、そしてまた、選任された後は後見人のサポート役をしてもらいましょうと、こういったことが中核機関に期待されていると、こんな状況でございます。

今、岡山県の市町村は、どこも中核機関を、それも平成33年度までという後ろを切られて立ち上げをしてくださいと、こういう状況になっております。岡山家庭裁判所としては、市町村と連携をして、中核機関の立ち上げ作業などに協力していくと、こういう立場にあるわけです。そこで、先ほどの説明のとおり、裁判所は、岡山県、社会福祉士会、弁護士会、その他の専門職の団体、そういったところと協力しながら各市町村に働き掛けを進めていると、今、こんな状況にあるというところでございます。こういったことを皆さんに御説明した上で、この状況に対して、家庭裁判所の役割、家庭裁判所のすべきことについて、皆さんから是非とも貴重な御意見を頂きたいと思っているところでございます。まずは、御意見と申しました

けれども、御質問がいろいろあろうかと思えます。御質問あるいは御質問でなくても、御意見とまではいかずとも、あるべき成年後見の姿についてどんなところがポイントとお考えかとか、いろんなどころから切り口があろうかと思えます。御自由に御発言をしていただければと思う次第でございます。いかがでしょうか。

○A（1）

多分、皆さんは分かっていることかなと思うんですけど、この後見人が必要かどうかというのは、素人では分からないんですけど、例えば、家族の中では、そんなもの要らんじゃないかと言っても、市町村がこの人は後見人が必要だというと、それは市町村の力をもって後見人を付けなければいけないという形をとるというふう  
に考えていいのでしょうか。

○B（4）

そのために中核機関を設立しようということでは必ずしもありません。元々、市町村長申立てというのは別に規定がございまして、本人の福祉を図るために特に必要があると認めるときは、市町村長が後見の申立てをすることができるという規定があります。

○A（1）

それは強制的にですか。

○B（4）

家族が反対されていても、申立てがなされることがあります。代表的な例としては、経済的に虐待を受けておられる、家族の方から、年金を受け取っておられても本人の施設費用は全く払われずに家族が全部年金を使ってしまっておられるとか、そういうような事案については、市町村長の方で特に必要があるということで申立

てがなされる場合がございます。

#### ◎委員長

この制度は、基本的には本人のための制度ですので、正におっしゃったように、本人と家族がメリットを感じて、成年後見制度を利用したほうが良いと思って申立てをしていただく、これが一番の原則なんです。原則なんですけど、稀に、今おっしゃったように、家族の虐待を受けているとか、そういった場合、本人は多分制度のことを御存じなくて、家族が年金を取り込んでいるとか、こういった例外的な事例では、正に市町村から介入して行って強制的に成年後見制度を利用させるという、そういう形になります。

#### ○A（1）

ちょっと一般的な知識で理解しようと思って聞いているんですけど。というのは、普通の家族で認知症になられると、お亡くなりになって財産があつてという前に、生きているうちに家族で使ってしまったって財産を少なくして、いろいろ考えたりされて本人の不利益になったりすることもあると思うし、かつ、またさっきの後見人に選ばれると、最低で2万円、1年で20万、例えば10年たつて200万、例えば500万ぐらい財産があつて200万取っていかれた後、残りのお金では、とても後見人ってメリットを家族は感じないと思うんですね。

だから、本人のために絶対やらなければならない、法律的にするべきものという強制力があつて、お金だけの問題じゃなくて、本人が幸せになるためには、この仕組みが必要なんですよっていうのが周知徹底できないと。逆に、利用したくないなって、私とか一般の人は思っちゃうんじゃないかなと素人の意見ですけど、そう思うんです。その辺を解決するようにされているのかっていうのはどうなんでしょうか。それが今日の問題ですかね。

◎委員長

正に、そこら辺が。

○B（４）

これまでは、不正防止の観点から、問題がありそうであれば、とにかく専門職を選任するという傾向が強まっていたのですが、やはり、基本的には親族の方に後見人になっていただきましょうという流れにはなっています。ただ、やはり、御親族の方が後見人をされるのは何をやってよくて何をやってはいけないか、間違うと横領罪というようなことにもなりかねませんので、非常に御心配は多いと思うのですが、そのためにサポートする体制が今ございませんので、そのサポートする体制を中核機関の方にお願いしたいというところです。

サポートする体制としては、例えば、専門職の後見監督人を選任するという方法があるんですけども、これもまた選任すると報酬が発生しますので、地域の方で中核機関に行けば、後見人の方も安心して御相談できるという場を作っていたきたいというところです。

◎委員長

おっしゃるように、やっぱりメリットがないといけませんよね。本当は何の契約をするにしても本人にしていたかなければいけないという、これが大原則になりますので、ある程度の段階になると、銀行取引も銀行の方が拒むようになりますし、保険の取引も、保険金の受領も保険会社が拒むようになります。ある程度の段階まで行くと、もう使わないわけにはいなくなるわけです。そういう段階になるよりも前に本人に判断能力がある程度ある段階から、この制度を利用していただいて、本人の意思にある程度沿いながら、この制度を運用していくという方がいいんじゃないかと。それも含めての利用促進ということではあると思います。



○A（1）

後見人の場合は、判断能力が本人に全くない方となると、何をもって本人の意思になるのかと。結局、家族の意思になってしまうのではないか。だから、それを客観的に公的機関が判断できるというふうな意味合いで後見人を選ぶことが大事ですよといったら、何か分かるようには思うんですけど。そういう意味合いなんですかね。

◎委員長

後見と保佐と補助の3段階がございます。

○A（1）

保佐と補助は分かるんですけど、後見。

○B（4）

後見状態であっても全く意識がない方から在宅でお暮らしになっておられる方というのも実際いらっしゃいます。認知症ではあっても、やはり家にいたいとか、誰そばにいたいとか、やっぱりそういう感情ですとか、そういった面はありますので、本人が心地よく快適に生活できるような、そういう環境を寄り添って作っていきましょうということです。

法律的に判断能力という意味では常時ないという判断にはなっていますけれども、そういうお気持ちですとか、そういったものがなくなるわけではありませんので、本人が強行に嫌がっておられるのに施設に申し込むとか、そういうようなことではなくて、やはり本人が心地よく暮らせる環境を寄り添って作っていきましょうということです。

○A（1）

その後見人制度がとても必要だというイメージが湧かないことには中核機関も何もないと思ったので。

#### ◎委員長

成年後見制度はなぜ必要か。先ほど、物理的に契約ができない状態になってしまったら、もう仕方ないじゃないかという例を申しましたが、なるべく早いうちから利用してもらおうというのが、この利用促進法です。そういう意味で本人にまだ判断能力があるのに利用するメリットというのは、どんなところにあるかというのはどうでしょうか。

#### ○B（４）

最近では、やはり本人の意思に寄り添って後見の方針を立てていきたいと思いますという方向性にありますので、早い段階に利用していただきましたら、本人の意向、これからどういうふうに生活をしていきたいですかということを公的な側面で聴取できるという面は一つ挙げられるかと思えます。例えば、施設ではなくて、家で畑仕事をしながら、家をリフォームして何とか暮らしていきたいというようなことを、まだ表明が一応できる段階で申し立てていただいたら、そういう意向に沿って、先ほどチームというお話がありましたけれども、医療ですとか福祉の方の協力も得ながら、これくらいの財産があれば、今の段階だったら、こういうリフォームをすれば暮らせるだろうというような了解が福祉や医療の方からも頂けたら、そういう方面に進んでいけるというようなことはあります。

後見状態になっておられても、自分が好ましい、心地よいというふうな状態で生活ができると、非常にお元気にお暮しになったりするという例が紹介されたりはします。施設に入ると意気消沈して無気力になるというのも、家で畑を耕していると、後見状態であっても、90歳であっても、毎日畑に出ていると、好きなことをされて過ごされると、本人も後見状態であっても生き生き過ごされるというようなこと

は一つあるかと思います。

○A（1）

すごく分かりました。例えば、認知症が進んできたりすると、家族にしてみれば何病院に入れていいのかとか、その病院にどういうふうに手続して入れて、何がいいのか分からなくて、本人は家にいたいとか、そういうときにそういうシステムがあることによってスムーズに本人の意思に沿った行動ができるし、また、家族の中では兄弟で意見が違ったりして、こうしたい、ああしたい、じゃあ預けてしまえとなったときに、こういう制度があれば一番本人に理想的なものを、公共的な話し合いの中での立場で手続なんかもスムーズに行く、そういうよいメリットがあるよと考えてよろしいですかね、一つとしては。

◎委員長

正にそうだろうと思いますね。

お年を召してこられると、医療と介護というのは、どなたも当然通られる道なわけ、そこで、医療関係者や介護関係者の方と家族の方や本人とが話し合いながら今後どうしていくかを考えていくのが、これが割と理想的なお年の召し方だと思っておりますけれども、それだけじゃなくて法的な観点も加えて、医療、介護、障害者の方だとちょっと違う観点もありますが、こういった多角的な見方でチームを組んで本人の老後を考えていこうと、今回の利用促進法はそういう観点で考えていくということかなと思います。

○B（4）

先ほど、お子さん方の中で意見が違っておられるという話がありましたけれども、そういう場合は予防法的な観点から、法的な財産管理権をきちんと決めておくという制度を活用していただいたほうがいいのではないかなと思っています。

○A（1）

それはそう思います。

◎委員長

確かに。お亡くなりになってから裁判になるというのは、よくあるんですね。

○B（4）

最後の最後まできちんと管理をして看取ったのに、亡くなった途端に遠方に住んでいた兄弟から不当利得だ、不法行為だといって何千万円も請求されるというのがありますので、そういった意味では、能力が衰えてこられて本人の財産をかなりの金額切り崩すようになったら、きちんと権限があるという状態にしておくということは重要なことかなと思います。

○C（1）

成年後見制度というのは、名前は聞いたことがあると。内容については、会社の中で聞いても、どういう手続をしていいのか、どういうことをしたらいいのか、息子がなれるのか、家族の者がなれるのか、それとも第三者に渡さないといけないのかということ余り知らない人もいまして、財産が余り多くない人がわざわざこういうところへ持って行って、向こうの人にこれだけのものを何するみたいな顔をされたらいけないとか、そういう不安もある。

それから、そういった後見人制度を利用された方の意見というんですか、今までしてよかったとか、やっぱり、してまずかったかなとか、そういう意見とかいうものが何か出ているものがあれば教えてほしいと思うんですけれども、いろんな本を調べても、なかなかそれは載ってないので。個人的なものですから出しにくいとは思いますが。

◎委員長

制度利用者の意見について、どなたか御存じのケース等ございますか。

○D（1）

私、成年後見を申し立てたことがある者なんですけれども、七、八年前のことです。どうやって申し立てたらいいか分からなくて、取りあえず家庭裁判所に電話をしたら、事務の方が、自分でするなんて無理ですよ、誰かに頼みなさいっていう指導をまず頂きました。そうは言われても、そういうのも分からないので、自分で一生懸命作って、ここに申し立てたときには、金額が少しだけあったので、後見人は裁判所が決めて通知が行きますから、その人と会って話をしてくださいって言われて。その申立てをした日から、その弁護士さんに会うまでの間の不安といたら、とても不安で不安でしょうがなく、どんな人なんだろうって思いながら、その不安を抱えて弁護士さんにお会いしたら、とてもいい弁護士さんで、その弁護士さんから説明を受けて初めて、やっと自分が管理されているんじゃないかと、自分のことを守ってくれる人っていうのが分かりました。

だから、その弁護士さんと話をして初めてじゃなくて、その前段階でもうちよつとそういうことが分かっていたら、不安な時間を過ごさなくて済んだし、よかったのかなというのは、利用者としては思いました。

◎委員長

その窓口対応はどうかと思うし、率直に言って、この制度の運用については、裁判所に反省すべき点が多々あると思っています。今現在も見直しをずっと進めているというところがございます。正に利用者の方の御意見を頂けたわけなんですけれども、割といいほうの御意見だったかと思っています。ほかに、裁判所のほうで何かありますか。

#### △担当者

現場の立場から御紹介させていただきます。どうしても裁判所の方に話が入るとすると、どちらかと言えばクレームという形で入ってきます。後見人が何もしてくれないとか、こういうことをしてほしいのに話もしてくれないとか、そういう形でクレームが入ってくることが多いというのが印象で、すごくよかったですよということ言われた記憶というのは正直ありません。思っていたとしても多分こちらに伝える機会がないこともあります。そういうことを言われたことがないので、余りいい印象はない人も一定数いるんだろうなというふうには感じているところです。

#### ◎委員長

過去の新聞を探せば、ぽつぽつと記事があると思います。少なくとも数年前の記事は大体批判的な記事が結構探せば見つかるだろうと思います。正に先ほどから出るような話。後見が始まったら、こんなに報酬を払わさせられた、そんなふうには思っていなかったとか、後見人が財産を管理していて、身内の私がこういう理由で使いたいと言ってもなかなか出してくれないとか、そういった意見はあったというのは間違いないところであると思います。

#### ○C (1)

確かに、こういう制度はうまく行って当たり前ということで、皆さん、多分それで満足じゃないけれども納得していると。ちょっと不具合が生じたら、すぐクレームとして電話をかけてくる、そういう状態。

#### ○A (1)

クレームって、そういうものですね。

○E (1)

私、教育の立場ということなので、直接この成年後見制度そのものに関わっている人間ではないと言いますか、ケース等も知らないんですけれども、言葉としては知っていますし、未成年後見というのは教育行政にいれば幾らかケースが入ってくるような状態であります。では、教育の中で何かできるのかなと考えたときに、今、病気されている、高齢化、認知症の場合も含めてそうだと思いますけど、我々より上の世代というのは親、両親、どちらか認知症になった人、下にも子供が何人かいるというような仮定ですけど、今の家族構成を考えていくときには、本当に少子化が進行していて、先ほどのグラフじゃありませんけれども、親一人子一人という家族構成もものすごく増えていく中で、親がそうなったときに自分がそばにいるとは限らないっていうときに、後見人を付けなきゃいけなかつたりだとか、あるいは海外に子供がいてというような状態もあると思います。

それから、もう一つは、そういう核家族化が進んでいって、知的障害を持ったお子さんを、本当に親御さんは一生懸命子育てをされておられますけど、親がいつまでも元気ではない、でもそういうことを思い浮かべる間もなく今の子育てに没頭されているという中で、ある日突然、親御さんが亡くなられた、倒れられたというときに子供が困ってしまうというような状態がありますので、早め早めにこういう制度を周知しておくというか、イメージしていただくということは親御さんにも大切なのかなというふうに思っています。そういう意味では、特別支援学校の高等部という辺りで、将来ということを考えてときに、親子共々、将来、親が亡くなったときのことみたいなことは縁起でもないと言われるかもしれませんが、周知をしていくというような活動は非常に重要になっていくのかなというふうに思います。そこで、実際に支援した機関としては、市町村、先ほども説明の中で市町村、市町村ということがありましたけど、今、岡山県の場合、特別支援学校は一部の市町村を除き、ほとんど県立学校なので、その教育を所管している県教育委員会としては、ひょっとするとこういったイメージは持っていないのかなという思いがあります。

それから、教育そのものの構成が今はそうですよね。小学校に入るまでは市町村の福祉が見ていて、小学校に入ってから高校卒業までは教育というトンネルの中に入って、高校卒業したらまた福祉の世界に入る。その12年間のトンネル期間は、障害を持っておられるお子さんだけでなく、虐待の子供も含めて市町村の中でも福祉と教育の連携というのは非常に大切になってきますし、県立と市町村というような関係性の中で情報がそこで途切れてしまうというようなこともあるかもしれません。もっと言うと、そういう家族構成が親一人子一人、非常に重い障害を持ったお子さんを抱えておられる一人家庭のような情報は学校が持っているわけですから、その周知も含めて、あるいは将来的にそのお子さんが成年後見の利用の可能性が非常に高いという家庭は、ある程度、絞り込みができるのかなと、そういう意味でのこういった機関がアウトリーチ、相談を受けるだけではなくてアウトリーチでそういう部分に早め早めのアプローチをしていくというような仕組みも要るのかなと。

どうしても今のお話を伺っていたら、困ったときの駆け込み寺的な制度であるし、そういうところは困らないと使わないので、困る前の教育という部分は我々もやっていかなきゃいけませんし、今お話を伺って、私のように教育行政の立場にいと、今の目の前の子供たちの状況が将来の国の在り方というものに非常に影響してくるというのはイメージできるんですけど、現場の教員たちというのは、今目の前で起こっている子供たちの状況を追っかけるのが精一杯で、キャリア教育はやっていまずけども、キャリア教育といっても、その子の仕事、キャリア実現というところまでであって、その子の親の面倒を誰が見るんだという辺りまでは教育できてない、イメージできていないので、まず我々教育者がそういった将来の、今の子供たちが大人になったときの日本社会というものをしっかりイメージできるようなことが大切なのかなと思います。そういう意味で我々も何かできることを考えていかないといけませんし、先ほど行政的な説明もそうなんですけども、ケースですね、こんなケースがある、いいも悪いも含めて、まずは我々に、教育を担う者にイメージを持たせていただく意味で、研修なんかでお話しいただいたりするっていうのは一つ必



要なことだし、効果はあるのかなと思いました。

◎委員長

知的障害者のお話，正にそうですね。高齢者の話ばかりでしたが，知的障害者もこの制度の大事な利用者なので，かなりの知的障害者の方が，現実に後見制度を利用している現状ですよ。

○B（４）

障害者の家族会が母体のNPO法人が設立されていて，申立てを援助していただいたり，実際に後見人になっていただいたりということで，かなり活動していただいております。様々な民間の草の根の活動はたくさんの専門職の方が関わっているんですけども，なぜか中核機関だけは立ち上がらないというのが目下の悩みというところですよ。

◎委員長

高齢者と比べれば，まだ知的障害者の方がそういう基盤ができているという感じですか。

○B（４）

基盤ができていると言われると・・・。

◎委員長

そこまでは言えないですかね。

○B（４）

そうですね。

◎委員長

NPO法人はあるし、活動されている方は、これまで随分いらした。だけど、確かにおっしゃったようにアウトリーチですね、そういったところに乗っかってくると、成年後見制度というのがあるとなつて、それも市町村申立ての制度もあると。市町村が支援してくれると。それで、そこにつなぐと、こういった図になっていくんですけれども、そうじゃなくて、今回、中核機関を作つて、正におっしゃったようにアウトリーチ、どこにどういう障害者がいて、この制度に適しているかどうかということについて、まずそういう人たちに情報を与えていかなきゃいけないと、こういうことを中核機関には期待されているということなんだと思うんですが、なかなか大変な仕事なのかなと。

○E（1）

先ほどのNPO団体とか保護者の会とかありましたけど、昔から岡山県はそういう活動が盛んな地域なんですけども、我々がそういう保護者の会の方々にお話を伺う機会があり、そういう会に、昔のように入ってこられない家庭も増えてきているようです。そうなったら、正にそういう人たちが網から漏れていくというのは、これは不登校の問題でもそうなんですけれども、そういうことがあるのかなと思つています。そういう意味で、そういう家庭、お子さんも学校には来られていますので、基本的には、学校におられる間にしっかりと情報を届けていく、つないでいくという取組というのは、卒業後、ばらばらになってから探していくよりかは効率的なのかなつていう気はします。

◎委員長

正に、出来上がった中核機関が学校のほうとも連携を取っていただくということができればいいんでしょうが。

○F（1）

私は、後見人とか禁治産者という言葉については、精神保健福祉法で本人が入院の判断ができない場合に、これに代わって家族がする。しかし、家族がいない、身近にいない場合には、後見人を家庭裁判所が選ぶという、そういうくんだりで自分の仕事の領域の中では、この言葉に出会ったなと思いつつ、今思い出していました。

でも、今日のお話を伺っていたら、財産があって、その財産を不正に流出しないように守ってあげるといってお話が前面に出てきたので、お金がある人の話かというような感覚に最初は囚われていたんですが、今のお話などを聞きつつ、昨年もありましたが、高齢になって、四、五十を超える精神障害を持った娘を、親が亡くなった後、どうしてやることもできないだろうというふうに絶望した親が家の中に幽閉して死なせてしまったとか、死に近い状態になってしまったというような、その子の権利を誰も守ってくれないだろうというふうに絶望している年寄った家族というのは、今多いんじゃないかなと思うんですね。

そこまで重くなくても引きこもり状態であるとか、生活力を持たせてやれていない。そういう場合にも、このノーマライゼーション、本人の自発的意思の尊重、心情のほうの重視という、この本来の目的から当然該当するケースと考えたらいいんですよね。

◎委員長

典型的なケースなんじゃないでしょうか。

○F（1）

そうなんですね。だから、そういうふうな状況にある人が、こういう制度によって、別にお金もないが、この子の将来を誰かによって守ってもらおうということを出していいんだというふうに思ったらいいわけですね。思わせてあげたらいいとい

う。

ということは、それこそ福祉の領域、福祉の専門家、地域の中で精神障害の患者さんをサポートしている保健師であるとか、入院していると病院がしているわけですが、入院しないで地域の中にいて、家庭訪問している保健福祉の領域の方とかが、こういったことを活用できるというようなことをきちんと認識して、つなぐ力を持っていたらいいわけですね。

◎委員長

ええ、そうしていただければと思います。

○B（4）

そういう障害をお持ちの方は、例えば、市なら市の障害福祉課とか、そういったところとは何らかの関わりが基本的にはあるはずで、相談支援専門員ですとか、そういう障害関係のケアマネジャーのような方がいろいろコーディネートされているはずだと思うんですね、サービスの利用ですとか、そういった中で。そういった方から、この後見制度にうまく連携してつながるようにしていこうというのが今の中核機関の構想なのですけれども、これまでそういう障害福祉課のようなところで後見の相談を受けたことがないというような場合には、よく分からないから説明できないというようなことで、うまくつながっていないというところがあります。

ですから、そこで途切れてしまって、福祉的なケアはするけど、法的な支援には全くつながっていないというところもありますので、それをつなげていこうというのが今回の発想だと思います。

◎委員長

現在は、障害者対応は障害者対応、高齢者対応は高齢者対応、医療は医療、先ほど学校の話も出ましたが、教育機関は教育、それぞればらばらに本人に関与されて

いて、それぞれに何らかの情報を持っている方がいらっしゃっても、その間がつながっていかないと。そういうところをつなげていって情報を共有して適切なときに、この後見制度の利用につなげていくというのが、この中核機関がチームを作っていくという、中核機関がコーディネートして本人を巡るチームを作っていくという、そういうことを基本計画にまとめているということが一つの意味なのかなというふうに思います。

#### ○A（1）

そうすると、ものすごい単純な質問ですけど、先ほどおっしゃったように、2万円から3万円の成年後見人はお金が必要なわけですよね。そのお金を持っていない人はどうすればいいんですか。

#### ○B（4）

そういう場合に、市の方で、介護保険の財源から拠出する成年後見の利用支援事業というのがあります。ただ、その事業には今のところ各市町村で条件が付けられているところが多いというのが問題になっています。例えば、市町村長申立てであれば、そういう支援事業というのが利用できるけれども、親族ですとか本人が申し立てた案件については、利用できないというような制限がかかっているところがありまして、そうなりますと、御親族の方が申し立てられた場合には、本人の財産が尽きれば、それまでというような状況になりますので、今、その条件を何とか緩和していただけないかというような働き掛けは家庭裁判所の方でもさせていただいているところです。

#### ◎委員長

法的な意味としては、そういう制度がありまして、市町村が独自の施策として成年後見支援事業を行うことができる。そのための財源はあるわけです。あるわけ

ですけれども、それをお使いになるかどうかは市町村の判断ということで、使っておられるところと使っておられていないところがあり、使っておられるところもかなり限定的なところと、かなり広めのところとがあると、こういう状態で、弁護士会など各種の団体では、各市町村に働き掛けて支援事業の拡充を求めている。それによって、ちょっとずつ広がっているところもあり、そうでないところもあると、このような状況ですかね。

○B（4）

はい。

◎委員長

厚生労働省も、それはするようというふうに市町村に働き掛けはしてくれているんじゃないかな。

○B（4）

そうですね。今、この拡充すべきという方向性については、最高裁判所の方でも、そういう働き掛けをしていきたいと思いますということになっていますので、そういう動きはあるようですけれども、まだなかなか実現には至っていないところもあるという状況です。

◎委員長

そこは大きな問題ですね。

○A（1）

一番大きいなと思います。お金がそんなにかからないというのであれば、本当にいい制度なので。

◎委員長

もう一つ、ついでに御紹介すると、弁護士，司法書士，社会福祉士の専門職の方の中には、報酬を取れないことを前提に引き受けていただいている方が結構いらっしゃいます。裁判所に求めれば、裁判所は報酬を決定するんですけど、したってお金がないですから、もらえません。そういう状態でやっただいているケース、結構、たくさんあったら困るんですけど、そこそこあるという状況がございます。

◎委員長

さて、もう時間もなくなってまいりました。実は、今日は一番、皆さんに御意見をお伺いしたかったのは、こういう状況で各市町村が今までないものを作らなきゃいけないと、こういう状況に今あるわけです。各市町村では担当者の方が、あるところは苦勞しながら一生懸命作ろうと努力なさって、あるところは、どうしたらいいんだろう、何から手をつけたらいいんだろうみたいな状態になっていると、こういうところで、家庭裁判所として何をしていくのがいいか、あるいは何か家庭裁判所がこの取組の後押し、家庭裁判所がするわけじゃなく、市町村がするわけなので、我々としては、後押しというか協力ということなんですけれども、できることとしてどんなことがあるだろう、こういうことも裁判所の方としても日々、頭を悩ませているところなんですけれども、皆様からヒントを頂ければというのが本日の眼目でございます。

○C (1)

今の現状で市町村の担当者の方というのは明確にされているわけですか。

◎委員長

一応は、障害者福祉と高齢者福祉の担当セクションというのは、どこの市町村に

もあるはずです。

○B（４）

そうですね。でも、障害と高齢で、やはり課が分かれているところが結構ありますので、最近、そういうブロック協議会などをさせていただいても片方しか来ていられっやらないということが比較的よくありまして、詳しいことは高齢とも相談してみないとはっきりしたことは申し上げられませんというようなことで、なかなか御意見を統一的にお聞きすることが難しいです。

あと、社会福祉協議会に委託をするということが比較的、中核機関を立ち上げようと思われているところは多いのですけれども、やはり、市町村は、担当者の人事異動がありまして、皆さんがずっと福祉のところにいらっやるわけではなく、全く違うところに異動されたり、違うところから来られたりすることがありますので、なかなか福祉系のことについて、これまでされてなかった方が突然来られたりすることがあるんですけれども、社会福祉協議会の場合はずっとこういう分野に関わっておられて知識や経験が多い方が多いですので、社会福祉協議会に委託をしようという動きがかなり強いです。ただ、市町村とは別団体ですので、もらえる予算が幾らかとか、そういうようなことで社会福祉協議会独自の御意見もあって、なかなか方向性がまとまりにくいというところはございます。

○E（１）

現状として、費用、経費は１００パーセント市町村持ちですか。

○B（４）

そうですね。３０年度でどのような費用がこの中核機関の設置について出されるのかということが国の方から出たのですけれども、例えば、中核機関設置に当たっての会議をするための補助金ですとか、非常に先進的な取組をしておられる、例え



ば岡山県でいうと総社市のようなモデル地区みたいなどころには補助金が出るというような話はあるのですけれども、いわゆる中核機関でスタッフをされる方のための人件費ですとか、そういったものは市町村の一般財源でお願いしますということになります。

◎委員長

地方交付税の中に、一応費目は立ったんですね。

○B（4）

そうですね。

◎委員長

地方交付税の中に費目は立ったんですけれども、その分、新たに加算されたと見るかどうかは、地方交付税の話ですので何とも言えないと。

○G（2）

今のいろんなお話を聞いて、いいお話がたくさん出たんですけれども、そのいい話、例えば、親族が後見人になった場合にアドバイスする機関であるとか、例えば、中核機関なり、あるいは申立てについても中核機関に相談すればできるんだとか、簡単にできるのであれば、そういう話であれば非常にいいことなんですけど、実際に中核機関としてどのようなことを考えて、具体的イメージも全く分からないんですよ。いろんな本を読んでも分からないんですよ。

それじゃあ、どういうものを作るかという、果たして分かって皆さん議論されているのかというのが非常に問題でして、今日ここへ出たようないいお話であれば、どんどん家庭裁判所が先頭に立って宣伝していくべきだろうと。それが当たっているかどうか分からない。先ほど言われたように、市町村では恐らく金がないから、

どこも作りたがらないんですよ。新聞に出ていた16パーセントの中核機関，私は，これは具体的にどこの市町村で，どういうことをやっているみたいなことを知らないと，全く前に進まないのじゃないかなという気がしたんですよ。

◎委員長

現実に中核機関ができているところの御紹介をするという話ですね。

○G（2）

まず調べてから議論をしたほうが本当はいいのかなと思って。

◎委員長

確かに。

○G（2）

本当であれば，いいことなら市がどんどん金を出してもやってくれるんだろうと思っているんですけど，これだけ進まないということは何かやっぱりやりにくいのかと。それと，一つの団体としての中核機関をきちんと固めて作るならできると思うんですよ。それが曖昧としていて，こういういろんな人もいますというだけで，何かよく分からないなと思ったんですけどね。

○H（3）

現在の段階で16パーセントの市町村が中核機関を設置しているというようなお話だったんですが，設置をすることによって出たメリット，デメリットだったりとか，そこで家庭裁判所がどういった活動をされていて，その活動をするによって何かしらメリットができた，あるいは設置をしない場合と比べての何かしらの利点，それから不具合というのが出たかどうか，こういうふうな情報を集めていたり

精査していたりってというような、そういう取組だったりとか、情報を一元化できているような全国的なものとかって現状ではあるんでしょうか。

○B（４）

先ほどの１６パーセントというのは新聞記事ですので、しかも全国一斉調査ではなく、主要都市１００都市のアンケートということですので、そこまでの調査はできていないんですけれども、今、全国的に国の方からアンケートが来て、県の方で集計中ということですので、詳しい集計内容は県の方から、また意見交換会の場でお伝えいただけることにはなっています。

やっぱり、中核機関を立ち上げていただくことの一番のメリットとしては、家庭裁判所が助かるというより、利用者の方のニーズにマッチした制度になっているということがメインかと思っています。身近で相談ができてふさわしい後見人を選んでもらえるというところが一番かなと思っています。むしろ、中核機関を設置することによって家庭裁判所にメリットがあるというようなことを、例えば、市町村向けのブロック協議会ですとか意見交換会ですとか、そういう話をしますと、逆に家庭裁判所が楽しいたために、家庭裁判所の仕事を市町村に押しつけようとしているという方向に誤解を招きかねないのではないかなというふうには思っています。

○H（３）

質問としては、家庭裁判所のメリットというよりかは、家庭裁判所が携わることにより、何かしらメリットができたのか、できなかったのかというところだったんですけど、利用者側としてですね。

◎委員長

中核機関の立ち上げに対して、ほかの地域で家庭裁判所が何か役割を果たしたかということですね。

○H（3）

そうですね。

○B（4）

大阪市の方は、もう既に中核機関が立ち上がっていますので、大阪市は家庭裁判所と非常に密に連絡を取って中核機関を立ち上げたというふうには聞いています。ですから、説明会なども家庭裁判所が積極的に後見人に対する説明会などもされているというふうにはお聞きはしていますが、後見人支援は基本的には中核機関で、少なくとも最終的にはしていただくべきものかなというふうには思っていますので、今のところは岡山家庭裁判所では後見人に対する支援説明会というものはひとまずは考えていないということになります。

◎委員長

先ほど、市町村の担当者が決まっているのかということをお聞きになった御趣旨は、決まっているなら、その担当者を狙えと。

○C（1）

担当者というのが、その課とか担当部署というんですかね、それがきちんと決まっていて、訪ねていったら、たらい回しにされて結局何もできなかった。それで帰ったら、そこで自分がせつかくしようかと思った気持ちが駄目になってしまうんじゃないかと。それが一番怖いのかなと思って。先ほどのお話にもあったように、電話したら、あなたはできませんよって簡単に言われたら、私だったら、それで諦めてやめましようと思うかもしれません。そこをやっぱりきちんと説明してくださる部署というか、表に出る所というのが必要かなと思ひまして。

◎委員長

つまり、中核機関ができたというからには、それはきちんと、そこで責任を持って対応してくれる部署が決まってなきゃいけないということですね。

○C（1）

そうです。

○F（1）

家庭裁判所に何ができるかという課題を最後に頂いたわけですが、中核機関を作ることに家庭裁判所に何ができるかとか、あるいは利用したいという人、このような制度があるという情報を一般の人たちが多く知るようになるために家庭裁判所に何ができるかとか、ほとんど何も無いって言ったら言い過ぎですが、まだ整っていない制度で、概念ではこれはいいことだということが分かってはいるが何もできていない状況なので、家庭裁判所はどこからでも手がつけられると言えればつけれるのかという、ちょっとそんなことを思ったりしたんですね。

しかし、これはできないとか、こういうところには手が出せないとか、基本計画のポイントのところにも家庭裁判所では福祉的観点からの必要な助言を行うことは困難ということが書かれているんですが、こういうことはできない、こういう領域の中では家庭裁判所の力は発揮することができるというふうな、制限というか、私たち素人で分からない基本的な制限みたいなものがあるんだったら、それも教えていただけたらというふうに思いました。

◎委員長

それは、新しい制度が仮にできたときに家庭裁判所はどこまで役割を担うかということじゃなくて、正に今の中核機関の立ち上げに対してですか。

○F（1）

そこが聞きたいという感じでもあります。市民は、中核機関という言葉聞いてもピンときませんが、家庭裁判所はよく知っていますから、その家庭裁判所から、例えば、情報が出てくると分かりやすいし吸着しやすいとか興味を持ちやすいし信頼も寄せやすいというようなことがあったりするのかなと思うんですね。ですから、家庭裁判所の持っているチャームポイントを生かした、この構想の実現に当たって家庭裁判所の利用の仕方を私たちは考えればいいんですよ。

◎委員長

情報発信という意味では、中核機関を立ち上げましたとさえ言ってくださったら、その市町村にお住まいの方が裁判所に御相談に来られたりしたときには、中核機関というものがあるんですよということを、そこで裁判所から説明するといったこと、これは今考えているところですね。

○B（4）

そうですね。お住まいの近くにこういう機関がありますので、そちらで一度御相談くださいということで相談に行ってください、後見を申し立てられる場合にはそこで候補者とのマッチングまでしていただけたら家庭裁判所に申し立てていただくということを考えています。

◎委員長

申し訳ございません。もう時間になってしまいました。ほかに御意見、最後に御意見ございましたら。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、今日はここまでとさせていただきますと思います。